

○鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程

平成元年12月27日

訓令第3号

平成23年4月から改正経過を注記

(趣旨)

第1条 鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)の勤務時間、休日および休暇の取扱いは、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(平23訓令2・一部改正)

(勤務を要しない日)

第2条 規則第3条第3項に規定する特別の勤務に従事する職員の勤務を要しない日は、毎8週間につき16日とする。

2 前項の勤務を要しない日の割振り等は、署長が任命権者の承認を得て指定する。

(平23訓令2・平24訓令1・平26訓令1・一部改正)

(病気休暇届)

第3条 規則第14条第2項ただし書の規定による任命権者の承認は、当該休暇を受ける日以後3日以内に受けなければならない。

(平23訓令2・一部改正)

(補則)

第4条 この規程の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成5年1月1日から適用する。

附 則(平成23年訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に、この訓令による改正前の訓令第2条第1項により署長が任命権者の承認を得て指定した勤務を要しない日については、なお従前の例による。